

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成24年5月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市旗ヶ崎2201番地1

山陰酸素工業株式会社 代表取締役社長 並 河 勉

2 和解の要旨

県側の過失割合を1割とし、県は、損害賠償金11,655円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生日

平成24年2月3日

(2) 事故発生場所

鳥取市富安二丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県東部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車で片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線を走行していた和解の相手方使用の軽貨物自動車が路外に左折しようとしたため同車両と衝突し、双方の車両が破損したものである。